

第 2 章

災害応急対策計画

第 1 節 避難行動計画

(全 部)

地震災害発生時における人的被害を軽減するため、村は、県及び関係機関と連絡調整を密にし、避難勧告等の発令や住民に対する情報伝達等、適切な避難誘導を行う。

特に、地震による土砂災害発生などの二次災害の危険性が高いときなど、住民の生命を守るため避難勧告等の速やかな発令に努める。

具体的な対策については、基本計画編第 2 章第 1 節「避難行動計画」に準ずる。

第 2 節 避難生活計画

(全 部)

避難所は地域の支援拠点としての機能を有するものである。村は、平常時からの取組みを活かし、良好な生活環境の確保に配慮した、円滑な避難所運営ができるように努める。在宅被災者等についても、早期の人数把握に努め、必要な物資や情報が確実に行き渡るようにする。

具体的な計画については、基本計画編第 2 章第 2 節「避難生活計画」に準ずる。

第3節 帰宅困難者対策計画

(総務課)

地震災害発生直後に、人々が一斉に徒歩帰宅を開始した場合、路上や集客施設周辺等で大混雑が発生し、集団転倒等の二次災害が発生するおそれがある。

このため、早期に「むやみに移動を開始しない」という基本原則を呼びかけるとともに、帰宅困難者への速やかな情報提供や状況が落ち着いた後の帰宅支援を実施する。

1 発災直後の対応

(1) 一斉帰宅抑制の呼びかけ

発災直後の一斉帰宅行動を抑制するため、住民、企業等に対してむやみに移動を開始しないことの呼びかけを行う。

(2) 企業における対応

企業は、発災直後の一斉帰宅行動を抑制するため、施設の安全を確認したうえで、従業員等を施設内又は安全な場所に待機させる。

(3) 集客施設や駅等における対応

集客施設や公共交通機関等の事業者は、施設の安全を確認後、利用者を施設内の安全な場所で保護する。

2 帰宅困難者への情報提供

村は、県及び関係機関と連携し、帰宅困難者に対し、地震に関する情報、地域の被害情報、災害時帰宅支援ステーションの開設状況に関する情報などについて情報提供を行う。

3 一時滞在施設の開設

村は、あらかじめ指定した一時滞在施設について、施設の安全を確認したうえで、一時滞在施設として開設する。

〔県〕

(1) 災害時帰宅支援ステーション事業協定締結企業等に対する協力要請

県は、災害発生後、災害時帰宅支援ステーション事業の協定を締結している事業者に対し、支援ステーションとしての協力を依頼する。

(2) 徒歩帰宅支援

県は、徒歩で帰宅する帰宅困難者に対し、通行可能な道路情報、災害時帰宅支援ステーションに関する情報などを提供する。

第 4 節 要配慮者の支援計画

(総務課・住民福祉課)

水害・土砂災害等と異なり、地震は突発的な災害であるため、公的支援が提供されるのに時間がかかることが想定される。したがって、まずは自主防災組織などの地域の避難支援組織が災害発生後に地域住民の安否確認を行い、救助・避難支援を行う。

また、避難行動要支援者名簿登載者以外の要配慮者の情報も可能な限り収集し、行政機関へ伝達する。なお、避難場所については個別支援計画に定めた避難先に避難支援するが、災害の規模や現地の状況によってはこれにこだわらず、「命を守る」という視点に立って柔軟に対応する。

避難後の要配慮者への支援については、基本計画編第 2 章第 3 節の「山添村避難行動要支援者避難支援計画」に準じて対応していくこととなるが、災害の規模によっては長期の避難生活を余儀なくされる場合もあるため、要配慮者一人ひとりの特性に応じた避難生活の支援を行えるよう、医師、保健師、管理栄養士等の専門家の協力も得て、特に健康面やこころのケアにも留意する。

第 5 節 住宅応急対策計画

(総務課・農林建設課)

地震災害時には、住居の全壊、全焼等が多数発生することが予想され、住居を喪失した住民を収容するための応急仮設住宅等の早急な設置が必要である。また、一部損壊の住居も多数発生するので、応急修理をするために必要な資材等の確保が急務である。

このため、応急仮設住宅の建設等、被災者が居住可能な住宅を迅速に確保する。

住宅の確保・修理については、基本計画編第 2 章第 4 節「住宅応急対策計画」に準ずる。

第6節 活動体制計画

(全 部)

村域に大規模な地震災害が発生した場合、村は、速やかに災害対策本部等組織の編成、要員の確保を行い、初動体制を確立するとともに、関係機関と緊密な連携を図りつつ被害の拡大を防御し、又は応急的救助を行うなど、災害の拡大を防止するための活動体制を確立する。

1 災害対策本部

災害対策本部の設置、組織及び所掌事務等については、基本計画編第2章第5節「活動体制計画」に準ずる。ただし、勤務時間外に大規模地震が発生し、交通機関の途絶等によって災害対策本部の正常な運営が直ちにできない場合は、あらかじめ村長が指名する緊急防災要員等による初動体制によって、被害状況の把握等を行うとともに、災害応急対策を実施する。

2 地震発生時の緊急配備体制

配備体制については、基本計画編第2章第5節「活動体制計画」に準ずる。ただし、地震発生及び地震災害時における動員時期については、次のとおりとする。

種 別		配 備 基 準	配 備 要 員
警戒体制		1 山添村で震度4の地震が発生したとき。[自動配備] 2 その他、村長が必要と認めたとき。	○課長級の職員 ○総務課・農林建設課の課長補佐級の職員 ○総務課の指定された職員
災害対策本部体制	1号動員体制	1 山添村で震度5弱の地震が発生したとき。[自動配備] 2 その他、村長が必要と認めたとき。	○課長級の職員 ○課長補佐級の職員 ○総務課の指定された職員
	2号動員体制	1 山添村で震度5強以上の地震が発生したとき。[自動配備] 2 その他、村長が必要と認めたとき。	○全職員

※ [自動配備] について

配備要員に該当する職員は、勤務時間外において自動配備基準に該当することを知ったときには、配備指示を待たず、直ちに参集するものとする。

第 7 節 地震情報の収集・伝達計画

(総務課)

地震発生直後の初動期における応急対策を進めるうえで、地震情報等は基本的な情報である。このため、村は、関係機関と連携を図り、あらかじめ定めた警報等の伝達系統により、迅速・確実に受信し、その内容を把握し、住民及び関係機関等に伝達する。

1 情報の種類

(1) 地震に関する情報

ア 地震に関する情報の種類

地震情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	・震度 3 以上	地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報	・震度 3 以上 （大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度に関する情報	次のいずれかを満たした場合 ・震度 3 以上 ・大津波警報、津波警報または津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 3 以上を観測した地域名と市町村名を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入力していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報 (注1)	・震度 1 以上	震度 1 以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入力していない地点がある場合は、その地点名を発表。

推計震度分布図	・震度5 弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4 以上）を図情報として発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について次のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）及びその規模（マグニチュード）をおおむね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1 以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	・震度5 弱以上	観測した各地の震度データを基に、1 km四方ごとに推計した震度（震度4 以上）を図情報として発表。

（注1）気象庁防災情報XMLフォーマット電文では、「震源・震度に関する情報」と「各地の震度に関する情報」はまとめた形の一つの情報で発表している。

（震度については、資料12－2 参照のこと）。

イ 地震に関する情報の通知基準

奈良地方気象台は、次の基準により「震源・震度に関する情報」及び「各地の震度に関する情報」を県（防災統括室）、県警（警備第二課）、日本放送協会奈良放送局に通知する。

(7) 県内で震度3 以上を観測したとき

(4) その他、地震に関する情報を発表することが、公衆の利便を増進すると認められるとき

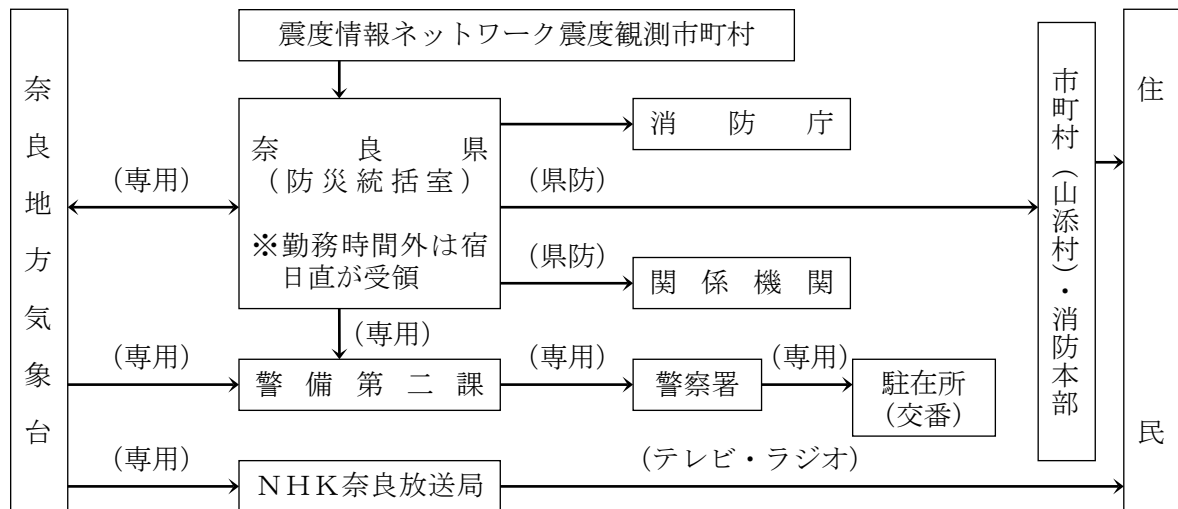
ウ 地震に関する情報に使用する震度観測地点

奈良県震度情報ネットワークシステムのうち、本県の震度観測地点は次のとおりである。

震 度 発 表 名 称	観 測 点 所 在 地	北 緯			東 経		
		度	分	秒	度	分	秒
山添村大西	山辺郡山添村大字大西151 （山添村役場）	34	40	41	136	2	46

2 情報の受理、伝達

具体的な受理、伝達方法については、基本計画編第2 章第6 節「災害情報の収集・伝達計画」に準ずる。ただし、伝達系統図は次のとおりである。



3 気象庁による震度階級関連解説表

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値である。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではない。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響される。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがある。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なる。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間等の違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なる。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もある。また、それぞれの震度階級で示されているすべての現象が発生するわけではない。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものであり、今後、定期的な内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実情と合わなくなった場合には変更される。

4 早期災害情報収集の計画

村は、被害の状況及びこれに対してとられた措置に関する情報を収集する。

その際、当該被害が村の対応力のみでは十分な災害対策を講ずることができない場合は、至急その旨を県及び国にそれぞれ通報するとともに、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意する。また、被害の詳細が十分に把握できない状況にあっても、入手できた災害情報の迅速な報告に努める。

具体的な計画については、基本計画編第2章第6節「災害情報の収集・伝達計画」に準ずる。

5 被害状況の調査・報告計画

地震発生直後から被災状況を正確に把握するため、災害情報及び被害情報については、特に住民の生命に関する情報に重点を置いて収集し、速やかに県・関係機関等に報告する必要がある。収集した災害情報等については、県や関係機関との間で共有し、応急対策に活用する。

具体的な内容については、基本計画編第2章第6節「災害情報の収集・伝達計画」を準用する。

ただし、地震が発生し、村域内で震度4以上を記録した場合は、被害状況及び応急措置の実施状況を県に報告する。

また、村域内で震度5強以上を記録した場合は、消防庁へも直接報告する。

第8節 ヘリコプター等の派遣要請 及び受入計画

(総務課)

地震災害時には陸上の道路交通の寸断が予想されることから、被災状況に関する情報収集、救助活動、負傷者の救急搬送、緊急輸送物資の輸送、人員の搬送等の緊急の応急対策については、各種防災ヘリコプターの広域的かつ機動的な活用を図る。

具体的な計画については、基本計画編第2章第7節「ヘリコプター等の派遣要請及び受入計画」に準ずる。

第9節 通信運用計画

(総務課)

地震災害時において通信は、正確な情報の収集伝達手段として非常に重要な役割を果たし、あらゆる災害応急活動を迅速に行ううえで必要不可欠なものである。

村は、関係機関との連携を図り通信の復旧に全力を挙げ、不通の間は補完的な通信手段の確保に努める。

具体的な計画については、基本計画編第2章第8節「通信運用計画」に準ずる。

なお、通信設備については、耐震化を図ることを前提とするが、地震によって通信設備が損傷し、通信機能が低下又は機能停止するおそれがあるので、早急な機能の回復を図るための通信設備の応急復旧のための体制、さらに通信設備の維持管理業者等との連絡方法等を定めておく。

第10節 広報計画

(総務課)

地震災害の同時性、広域性、多発性という特殊性を考慮した広報体制を確立するとともに、報道機関及び防災関係機関との連携を密にして、地域住民等のニーズに応じた適切かつ迅速な広報を行う。広報活動は、原則として村長（災害対策本部長）等が承認した内容を広報責任者が実施する。

具体的な広報活動については、基本計画編第2章第9節「広報計画」に準ずる。ただし、地震災害の特殊性により、主な広報事項は次のとおりとする。

- (1) 災害対策本部設置に関する事項
- (2) 災害の概況（火災状況等）
- (3) 余震等に関する地震情報及び注意の喚起
- (4) 地震発生時の注意事項（特に出火防止）
- (5) 避難に関する情報（避難勧告・指示等の内容及び村が開設した避難所等）
- (6) 電気、水道、電話等（ライフライン）の被害状況
- (7) 食料及び生活必需品の供給に関する事項
- (8) 防疫に関する事項
- (9) 医療救護所の開設状況
- (10) 被災者等の安否情報
- (11) 不安解消のため、住民に対する呼びかけ
- (12) 自主防災組織に対する活動実施要請
- (13) 交通機関の運行状況及び交通規制状況
- (14) 犯罪防止に関する情報
- (15) 建物の危険度判定情報
- (16) 道路、橋梁、河川等公共施設の被害状況
- (17) 住民の心得等住民の安全・安心の確保及び社会秩序保持のための必要事項
- (18) その他必要と認められる情報

第11節 公共土木施設の初動応急対策

(農林建設課)

地震災害時には、道路・河川・砂防施設等の公共施設に多大な被害が予想される。これらの施設は、緊急輸送の実施等初動期の応急対策活動を実施するうえで重要な施設である。このため、二次災害の防止に配慮しつつ、速やかに被災状況の情報収集を行い、迅速かつ的確に、緊急度、優先度を考慮して、施設の復旧に努める。

なお、河川管理施設、ダム施設については基本計画編第2章第28節「風水害応急対策計画」に、道路施設については第11節「道路等の災害応急対策計画」に、砂防施設等については第29節「地盤災害応急対策計画」に、それぞれ準ずる。

1 道路、橋梁、トンネル

村は、他の道路管理者と協力して、震度4以上の地震が発生した場合は、緊急輸送道路等の被害状況、車両通行不能状況等の緊急調査を実施する。

また、橋梁、トンネル等の主要な構造物、異常気象時における事前通行規制区間、土砂崩壊、落石等の危険箇所等の緊急点検を行うとともに、必要に応じてヘリコプターを活用するなど、被害状況の把握の迅速化を図る。

第12節 建築物の応急対策計画

(総務課・農林建設課)

大地震により被災した建築物を調査し、その後に発生する余震などによる倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒などの危険性を判定することにより、人命に関わる二次的災害を防止する。

1 公共建築物

- (1) 庁舎・避難施設等の防災上重要な建築物は、村職員である被災建築物応急危険度判定士等により、速やかに応急危険度判定を行い、その結果、崩壊等の危険性が高い場合は、立入禁止等の措置をとるよう施設管理者に勧告する。

- (2) 被災公共建築物の応急復旧

緊急点検を終えた施設は、被災の程度に応じて速やかに応急復旧を行い、施設の機能回復を図る。

公共施設のうち次に掲げる建築物については、災害時の活動上重要な拠点となることから、これらの活動を円滑に進めるため、他に優先して応急復旧及び安全確保を行い、それぞれの施設の機能の確保を図る。

ア 災害時に応急活動上の拠点施設となる村庁舎等

イ 災害時に緊急の救護所となる医療機関等

ウ 災害時に被災者の一時収容施設となる学校、体育館等

エ その他の村有施設のうち、上記に準ずる公共施設

2 民間建築物

村は、大規模地震で被災した建築物の倒壊、部材の落下等による人命への二次災害防止対策を講ずるとともに、二次災害への心構えについて住民の啓発に努める。

- (1) 村は、被害の状況に応じて被災建築物応急危険度判定実施本部を設置し、判定実施区域、優先順位、判定実施期間、判定対象となる建築物、判定に必要な判定士及びコーディネーターの人数、必要な資機材の充足状況等の計画を作成のうえ、被災建築物の応急危険度判定を実施する。実施に当たって必要に応じ、県に被災建築物応急危険度判定士の派遣を要請する。
- (2) 村は、応急危険度判定士の協力を得て、判定ステッカーの貼付等により建築物の所有者等にその危険度を周知し、崩壊等の危険性が高い場合は、立入禁止等の措置をとるよう勧告する。また、判定結果に対する相談等に対応するための相談窓口を設置する。

〔県〕

- (1) 県は、被災建築物応急危険度判定支援本部を設置し、市町村の実施本部からの派遣要請に

に基づき、事前に登録された被災建築物応急危険度判定士に対して出動を要請する。

- (2) 被災建築物が膨大な数になり、判定士数がさらに不足する場合は、「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」に基づき、応援主管府県等（応援主管府県：大阪府、応援副主管府県：京都府）へ被災建築物の応急危険度判定の支援を要請する。

第13節 公園、緑地の応急対策計画

(農林建設課)

地震災害時に公園、緑地は一次的な避難場所として、また、地域の活動拠点として活用されることから、速やかに応急対策を実施する。

1 応急措置

- (1) 村は、公園施設の被災状況を把握するため、公園内及び周辺の巡視を行い情報収集に努める。
- (2) 公園・緑地は、震災時の避難場所・避難路として使用を可能とするため、広場、建物等の被害箇所の応急措置の実施及び避難場所へ至る避難路（園路等）の確保に努める。

2 応急対策

(1) 公園、緑地

村は、公園施設の被害状況及び復旧資機材を考慮して、速やかに応急対策を実施する。

特に、避難場所となる広場、建物等へ至る主要経路については、優先的に復旧作業を行い公園機能の回復に努める。

(2) 占用施設

上下水道、電気、ガス、電話等公園占用施設の被害が発生した場合は、当該施設管理者は、村に通報する。また、緊急時に当該施設の管理者は、現場付近へ立入禁止、避難の誘導、周知等公園利用者の安全確保のための措置をとり、事後速やかに村に連絡するとともに応急対策を実施する。また、村は必要に応じて協力、支援等を行う。

第14節 道路等の災害応急対策計画

(農林建設課)

道路は、地震災害発生時において消火・救急救助活動及び緊急物資輸送等を支える重要な施設であり、一刻も早い機能回復が求められる。このため速やかに情報収集を行い、路上の障害物の除去や簡易な作業による早期の道路啓開に努めるとともに、災害の拡大防止や二次災害の防止、交通路の安全確保のための応急対策を実施する。

具体的な対策については、基本計画編第2章第11節「道路等の災害応急対策計画」に準ずる。

第15節 ライフライン施設の災害応急対策計画

(総務課・農林建設課)

ライフラインの復旧は、復旧作業や民生安定に大きな影響を及ぼすことから、村は、各ライフライン事業者等との連携のもと、地震災害発生時において施設の被害状況を迅速かつ的確に把握し、必要な要員及び資機材を確保するとともに、ライフライン事業者が実施する応急復旧に協力する。また、必要に応じ、広域的な応援体制をとるよう努める。

具体的な対策については基本計画編第2章第12節「ライフライン施設の災害応急対策計画」に準ずる。

第16節 危険物施設等応急対策計画

(総務課)

大規模地震により危険物施設等が被害を受け、又は危険物の流出その他の事故が発生した場合は、災害の拡大を防止し、被害の軽減を図るほか、二次災害を防止しなければならない。このため、村は、各施設管理者が実施する応急対策に協力し、適切かつ迅速な防災活動を実施する。また、事業所の関係者及び周辺住民等に被害を及ぼさないように努める。

具体的な対策については、基本計画編第2章第13節「危険物施設等災害応急対策計画」に準ずる。

第17節 水防活動計画

(総務課・農林建設課)

地震災害時は、災害状況によっては、護岸の破損や斜面崩壊等により、水防活動や土砂災害等の防止対策を行う事態が予想される。

このため、村は、大地震発生後、直ちに水防団（消防団）等を出動させ、区域内の河川、ダム、砂防施設等を巡視するなど警戒活動を強化し、必要に応じて水防活動を実施する。

具体的な対策については、基本計画編第2章第28節「風水害応急対策計画」に準ずる。ただし、地震時の河川等施設被害の拡大防止については次のとおりとする。

(1) 地震時の護岸の損壊等による浸水防止

地震動に伴い損壊・亀裂が入るなど、河川護岸の被害が生じた場合は、その被害の実態に応じて、土嚢積み等の浸水防止措置を講じ、二次災害を防止する。

(2) 河川施設の早期復旧

そのまま放置すれば、二次災害につながるおそれのある河川施設については、関係業者等を手配するなど早急に応急復旧措置を講じ、被害の拡大防止を図る。

(3) ダム施設応急対策

水資源機構木津川ダム総合管理所との連絡を密にし、被害の拡大防止を図る。

【関係機関】

○河川・ダム施設等の管理者

大地震が発生した場合には、護岸等が損傷あるいは損壊するおそれがあるため、河川、ダム、砂防施設等の管理者は、震度4以上の地震が発生し、又は東海地震の予知警戒宣言の発令があり、かなりの被害が予想され水防上警戒が必要なときは、直ちに所管施設を巡視し、必要に応じて、応急措置を講ずるものとするになっている。

また、速やかに被害状況、措置状況等の情報を関係機関に連絡するものとする。

第18節 地盤災害応急対策計画

(農林建設課)

地震により大規模な地盤災害等が発生した場合の二次災害を軽減・防止するための対策の整備を図る。

具体的な対策については、基本計画編第2章第29節「地盤災害応急対策計画」に準ずるほか、以下のとおりとする。

1 被災宅地危険度判定の実施

村災害対策本部は、大規模地震で宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、宅地の擁壁、法面等の崩壊等による人命への二次災害を防止するために、被災宅地危険度判定実施本部を設置し、実施計画を作成のうえ、被災宅地の危険度判定を実施する。

(1) 庁舎・避難施設等の防災上重要な宅地の危険度判定

庁舎・避難施設等の防災上重要な宅地は、被災宅地危険度判定士等により、速やかに危険度判定を行い、その結果、崩壊等の危険性が高い場合は、使用禁止及び立入禁止等の措置をとるよう施設管理者に勧告する。

(2) その他宅地の危険度判定

庁舎・避難施設等の防災上重要な宅地の判定後、必要に応じて、他の宅地についても危険度判定を行うものとするが、被災宅地危険度判定士の数が必要数に満たない場合は、県に対し、被災宅地危険度判定士の派遣を要請する。

第19節 消火活動計画

(総務課)

地震災害時は、住宅地を中心に火災が予想されるため、村・消防機関を中心に、住民、自主防災組織、各事業所の自衛消防組織等の協力も得ながら、消防活動を行う必要がある。

このため、消防機関は、現有の消防力（装備・車両・水利等）の総力を挙げ、災害状況によっては他の地域からの応援を得て、効果的に連携し、消防活動を推進する。

具体的な消防活動については、基本計画編第2章第30節「火災関係応急対策計画」を準用するが、住民は、地震発生直後の出火防止、初期消火及び延焼拡大防止等の活動に努めるとともに、近隣の出火・延焼の拡大防止活動に協力するものとする。さらに、次の点には特に留意する。

1 消防力の確保

地震災害時には、住宅密集地域において火災が多発する等、集中的消火活動が困難となるおそれがある。また、消防器具、装備等が破損又は搬出不能となる可能性もあり、さらには消防団員の招集も困難になる等消防能力の低下が考えられるので、消防用設備の維持管理及び確保に努める。

2 消防水利の確保

地震災害時には、水道施設の停止、水道管の破損等により、消火栓が使用不能となることが考えられるので、耐震性貯水槽及び河川等の自然水利の効果的利用方法や土地改良施設の水利施設（排泥施設）の使用を検討する。

第20節 救急、救助活動計画

(総務課・住民福祉課)

地震災害時には、広域的に多数の負傷者が発生することが予想され、救急救助活動も困難になると思われるので、救急救助活動の円滑化を図れるように考慮して実施する。

具体的な対策については、基本計画編第2章第14節「救急、救助活動計画」に準ずる。

第21節 医療救護計画

(住民福祉課)

地震災害時には、多数の負傷者が発生し、また、医療機関自体も被害を受け、混乱が予想される中で、救命処置、後方搬送等の医療活動が必要となる。

このため、村は、消防署と連携して、県、日本赤十字社奈良県支部、医師会、地元医療機関等と協力し、医療救護班による緊急医療の実施及び後方医療機関等への後方搬送を迅速に行わなければならない。

具体的な対策については、基本計画編第2章第15節「医療救護計画」に準ずる。

第22節 緊急輸送計画

(総務課・農林建設課)

緊急輸送は、住民の生命の安全を確保するための輸送を最優先に行うことを原則に、交通関係諸施設などの被害状況及び復旧状況を把握し、復旧の各段階に応じた的確な対応を行う。

緊急輸送活動対策については、基本計画編第2章第16節「緊急輸送計画」に準ずる。

第23節 災害警備、交通規制計画

(総務課・農林建設課)

地震災害時には、住民の生命、身体、財産の保護及び各種犯罪の予防、取締り並びに交通秩序の維持、その他被災地における治安維持及び交通確保に万全を期することが極めて重要である。

このため、村は、関係機関の災害警備計画及び交通規制計画に協力し、住民の安全を守る。

具体的な対策については、基本計画編第2章第17節「災害警備、交通規制計画」に準ずる。

ただし、地震災害時には運転者は次の措置をとらなければならない。

〔住民〕

(1) 走行中の車両の運転者の遵守事項

ア できる限り安全な方法により車両を道路の左側端に停止させること。

イ 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。

ウ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側端に寄せて停車し、エンジンを切り、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉め、ドアロックはしないこと。

(2) 災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、交通規制が行われている区域又は道路の区間（以下「通行禁止区域等」という。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域等内にある運転者は、次の措置をとる。

ア 速やかに車両を次の場所に移動させること。

(7) 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所

(4) 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所

イ 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の妨害とならない方法により駐車すること。

ウ 通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において車両等を破損することがあること。

第24節 食料、生活必需品の供給計画

(総務課・住民福祉課)

地震災害時には、住居の倒壊や焼失及びライフラインの途絶等により、食料の確保が困難になり、寝具その他生活必需品等を喪失する被災者が発生し、一部では避難生活の長期化も予想される。特に冬期においては、防寒具や布団等の早急な供給が必要になる場合もあるため、食料、衣料及び生活必需品の調達等、被災者の救済に備えておく。

具体的な対策については、基本計画編第2章第18節「食料、生活必需品の供給計画」に準ずる。

第25節 給水計画

(環境衛生課)

地震災害時には、ライフラインが被災し、復旧までの間、飲料水等の確保が困難となるほか、医療機関等では、緊急医療に必要な水の確保が重要となる。また、多数の避難者が予想され、避難所での応急給水の需要が高まる。このため、平常時から給水体制を整備しておき、緊急時に給水手段が講じられるよう検討しておく。

具体的な対策については、基本計画編第2章第19節「給水計画」に準ずる。なお、給水施設の老朽化への対応及び耐震性の向上に努める。

第26節 防疫、保健衛生計画

(住民福祉課・環境衛生課)

地震災害時には、建物の倒壊や焼失及び水害等により多量のごみ・がれきの発生とともに、不衛生な状態から感染症や食中毒等の発生が予想される。特に、多数の被災者が収容される避難所等において、その早急な防止対策の実施が必要である。

このため、防疫、食品衛生、環境衛生に関し、適切な処置を行う。

具体的な活動内容等については、基本計画編第2章第20節「防疫、保健衛生計画」に準ずる。

第27節 遺体の火葬等計画

(住民福祉課)

地震災害時の混乱期には、行方不明になっている者（生存推定者、生死不明者、死亡推定者の全て）が多数発生することが予想され、搜索、収容等を早急に実施する必要がある。

このため、迅速かつ的確な行方不明者の搜索を行うとともに、多数の死者が発生した場合は、遺体の処理等を適切に行う。

具体的な活動内容等については、基本計画編第2章第21節「遺体の火葬等計画」に準ずる。

第28節 廃棄物の処理及び清掃計画

(環境衛生課)

地震災害時には、建物・ブロック塀等の倒壊や地震火災等により、大量の廃棄物の発生が予想される。また、水道施設の被災によりトイレ等の使用に支障を来し、し尿処理の問題も生じる。特に多くの被災者のいる避難所等での仮設トイレ等の早急な設置が必要となる。

このため、がれき及びし尿・生活ごみ等の処理に関し、必要な措置を行う。

具体的な活動内容等については、基本計画編第2章第22節「廃棄物の処理及び清掃計画」に準ずる。

第29節 受援体制の整備

(総務課)

大地震が発生した場合、被害が拡大し、村単独では対処することが困難な事態が予想される。このため、自衛隊法第83条の規定に基づく自衛隊の災害派遣要請のほか、他の機関等への効率的かつ迅速な災害派遣及びその受け入れ体制を整えておく必要がある。

具体的な要請方法、受け入れ体制については、基本計画編第2章第23節「受援体制の整備」に準ずる。

第30節 ボランティア活動支援計画

(住民福祉課)

大規模な地震の発生時には、各種援護を必要とする者が増大し、ボランティアの積極的な参加が期待されるが、その活動環境が十分に整備されないと効果的な活動ができない場合もある。このため、村では、ボランティアの参加を促すとともに、参加したボランティア等の活動が円滑かつ効果的に実施されるようその環境整備に努める。

具体的な対策については、基本計画編第2章第24節「ボランティア活動支援計画」に準ずる。

第31節 災害救助法等による救助計画

(総務課)

地震が発生し、一定規模以上の被害が生じた場合には、災害救助法が適用され、同法に基づき、被災者の保護と社会の秩序の保全を図るため、応急的救助が実施される。

このため、村は、災害救助法の実施機関、適用基準、被災世帯の算定基準、適用手続等について、本計画に基づいて災害救助法を運用する。

具体的な対策については、基本計画編第2章第25節「災害救助法等による救助計画」に準ずる。

第32節 文教対策計画

(教育委員会)

地震災害時における学校施設の被災及び児童生徒の被災により、通常の実施を行うことができない場合は、応急教育を実施する。

応急教育及び学校施設の確保等、災害時における教育活動については基本計画編第2章第26節「文教対策計画」に準ずる。

第33節 文化財災害応急対策

(教育委員会)

文化財への応急対策は、文化財の安全性を確保することを第一の目的とする。応急措置の方法は文化財の種別や災害の種類により異なるが、早急かつ適切に対応し、文化財的価値を損なわないように、被害の拡大を防がなければならない。応急的な復旧については将来の本格的な保存修理の方針や、今後予想される新たな災害への対策等も視野に入れた対応が求められ、専門家と十分に協議する必要がある。

具体的な対策については、基本計画編第2章第27節「文化財災害応急対策」に準ずる。